



報道関係者 各位

平成 30 年 8 月 21 日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室  
室 長 山田 敏高  
室長補佐 井上 一英

TEL (025) 288-3504

平成 30 年度新潟県最低賃金改正の答申に対する異議申出について

— 審議の結果、異議を認めず、25円(3.21%)の引上げで、時間額803円が確定 —

- 1 新潟県最低賃金審議会（会長 <sup>むらやま</sup>村山 <sup>ろくろう</sup>六郎 弁護士）による本年8月3日付け新潟県最低賃金（以下「県最賃」という。）の改正の答申に対し、本年8月20日までに最低賃金法第12条に基づく異議の申出が45件提出された。
- 2 このため、8月21日、新潟労働局長（<sup>いのうえ</sup>井上 <sup>ひとし</sup>仁）は、同審議会に対し、当該異議申出について諮問したところ、同審議会は、異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、全会一致で「本年8月3日付答申どおり決定することが適当である」との答申を行った。
- 3 これを受け、新潟労働局長は、本年8月3日付け答申のとおり、県最賃を現行の時間額から25円（3.21%）引き上げ、時間額803円に改正する旨、正式に決定した。  
今後、速やかに官報への改正決定の公示の手続きを行い、本年10月1日に発効することとなる。

【改 正 額】

時 間 額	803円（現行 778円）
引 上 額	25円
引 上 率	3.21%

〔最低賃金について〕

- 新潟県最低賃金は、新潟県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
- どのような雇用形態（臨時採用、アルバイト、歩合給）でも、最低賃金法によって、最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。  
ただし、次に掲げる賃金は算入の対象になりません。
  - ① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
  - ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
  - ③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
  - ④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当なお、時間外労働（早出・残業）、深夜労働（22～5時）、休日労働（週1日の法定休日）には、それぞれ所定の割増賃金の支払いが必要です。
- 月給制の場合（上記以外の月ぎめ手当を含む）には、『(月給額×12か月)÷年間総所定労働時間≥最低賃金額』の計算式によって比較した最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。
- 派遣労働者については派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。